

学校感染症について

学校保健安全法第19条の規定により、医師の登校許可ができるまで出席停止となります。
 なお、医師から登校の許可ができましたら、学校から用紙をお渡ししますので医師の証明をいた
 だいて、学校に提出してください。

学校において予防すべき感染症

	病 名	期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。）	治癒するまで
第二種	○インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）	解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

